

交通インフラDX推進コンソーシアム

競争法および安全保障貿易管理関連法令に関するコンプライアンス指針

交通インフラDX推進コンソーシアム（以下、「本会」という。）の活動について、競争法および安全保障貿易管理関連法令に係るコンプライアンスを確認し、これを遵守するため、下記の事項を取り決める。

1. 基本方針

本会は、活動を行うにあたり、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（以下「競争法」という。）、ならびに国内および米国等諸外国を含む安全保障貿易管理に関する法令を十分に尊重し、これを遵守する。

2. 競争法の遵守に係る行為規範

本会及び本会の会員は、本会の活動を通じ、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会）」（別紙）に示す禁止行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを惹起する行為を行わない。

3. 競争法の遵守に係る会議開催上の留意事項

会議の開催に際しては、次の対応を行う。

（1）会議開催時

会議の議長及び出席者は、会議の冒頭において、競争法及び本指針を遵守することを確認する。

（2）議事進行時

- 1) 議長は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対しては、発言の中止または撤回を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止または撤回しない場合、議長は当該会議を終了し、当該終了事由を議事録に記録する。
- 2) 会議の出席者は、競争法上問題となるおそれがある発言がなされた場合、議長等に対してそのことを指摘し、発言者への発言の中止などを求める等、議長の適切な議事進行を補佐する。
- 3) 議長は、競争法上問題となるおそれがある発言があった事実を、第4項に述べる競争法コンプライアンス責任者に報告するものとし、報告を受けた競争法コンプライアンス責任者は、当該発言を行った者が所属する会員に対する注意等適切な対応をとらなければならない。
- 4) 議長は、コンプライアンス上の問題がない状況で会議が終了した場合には、会議終了時に、コンプライアンス上問題なかったことを宣言する。

4. 競争法コンプライアンス責任者

本会の競争法コンプライアンス責任者を会長とし、競争法に係るコンプライアンスに関する業務は、同責任者の指揮の下、幹事会が処理する。また、同責任者は本指針が適切に運用されるように本会の業務を監視する。

5. 安全保障貿易管理関連法令の遵守

本会および本会の各会員は安全保障貿易管理関連法令を遵守するために、それぞれ次の責務を負うものとする。

(1) 本会

- 1) 本会は、会員規定に定める手順にて、入会を希望する者が国内および米国等諸外国を含む安全保障貿易管理関連法令等による当局の処分の有無または当該法令等の遵守に必要な体制を欠くおそれの有無について確認を行う。
- 2) 本会は、本会の活動成果として作成した文書類に含まれる技術情報を、一般公開もしくは第三者からの個別の問合せに基づき開示するにあたり、あらかじめ当該技術情報が外国為替令別表1～15項に該当するか否かの該非判定（以下、輸出貿易管理令別表第一の1～15項に該当するか否かの該非判定も含め、まとめて単に「該非判定」という。）を行い、当該第三者および本会会員からの判定結果に関する情報提供の要望に応えられるよう備えるものとする。

(2) 本会の会員

- 1) 各会員は、本会に関する情報（技術上および業務上的一切の情報、ならびに、本会や他の会員から提供を受けた情報を含む。）に係る技術（プログラムを含む。）を、第三者（他の会員を含む。）に提供する場合には、該非判定の実施、経済産業大臣の許可取得等、安全保障貿易管理関連法令の遵守に必要な手続きを行うものとする。
- 2) 各会員は、本会に関する情報（技術上および業務上的一切の情報、ならびに、本会や他の会員から提供を受けた情報を含む。）に係る貨物を輸出する場合には、該非判定の実施、経済産業大臣の許可取得等、安全保障貿易管理関連法令の遵守に必要な手続きを行うものとする。
- 3) 第1項および第2項に該当する各会員は、外為法および経済産業省令の定める輸出者等遵守基準等、安全保障貿易管理関連法令の遵守に必要な体制整備を行うものとする。

6. 本指針の周知

本会は、本指針を会員及び事務局へ周知する。なお、周知は事務局を通じて行われる。

以上

付則：

(1) 本指針は本会の設立と同時に施行される。

(2) 改定履歴

・2022年 8月22日 (施行)

・2023年 3月8日： 安全保障貿易管理関連法令の遵守に関して指針の名称変更および条文追加を実施

「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す禁止行為とは

公正取引委員会（平成7年10月30日制定）改正 令和2年12月25日

以下、「法」とは独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））をいう。

法第8条は、事業者団体の次の行為を禁止している。

1. 「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」

事業者団体が、構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務に関し価格の決定、維持若しくは引上げ又は数量の制限を行い、また、構成事業者に係る顧客・販路、供給のための設備等について制限し、あるいは新規事業者の参入制限等を行い、これにより一定の取引分野（市場）における競争を実質的に制限することが該当する。

2. 「不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をすること」

事業者団体が、外国の事業者又は事業者団体と不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定（契約）を締結することで、具体的には、国際的な価格協定や市場分割協定等を締結することが該当する。

3. 「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」

事業者団体が、一定の事業分野に新たに事業者が参入することを阻止し、又は既存の事業者を排除することによって当該事業分野における事業者の数を制限することが該当する。

4. 「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」

事業者団体が、構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することが、一般的に該当する。

5. 「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」

事業者団体が、事業者（構成事業者以外の事業者も含まれる。）に、取引拒絶、差別的取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等の不公正な取引方法に該当する行為をさせるように強制し、又は働きかけることが該当する。

具体的には、非構成事業者と取引しないようにその取引先に圧力を加える行為や安売業者に対し出荷停止等の不利益措置を講じるようその取引先に圧力を加える行為などが挙げられる。